

兵庫県公報

平成26年 1月24日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	1

公布された法令のあらまし

●屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第1号）

屋外広告物法に規定する広告物の表示等の禁止、広告物の表示等の制限及び広告物の表示の方法等の基準、これらの違反に対する措置並びに保管した広告物の返還のための公示等に係る条例の制定又は改廃に関する事務（電車に表示する広告物に係るものを除く。）は、篠山市が処理することとした。

規 則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年 1月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第1号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成4年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。
目次中「第30条」を「第30条・第31条」に改める。
本則に次の1条を加える。

（景観行政団体等の特例を適用する市町）

第31条 条例第30条の2に規定する規則で定める市町は、篠山市とする。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。